

## 緑樹苑指定短期入所生活介護事業所運営規程

### (事業の目的)

第1条 社会福祉法人緑樹会（以下「本会」という。）が開設する緑樹苑短期入所生活介護事業所（以下「事業所」という。）が行う指定短期入所生活介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業の生活相談員、介護支援専門員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員、栄養士及び調理員等（以下「短期入所生活介護従事者」という。）が要介護状態にある高齢者等に対し、適正な短期入所生活介護事業を提供することを目的とする。

### (運営の方針)

第2条 指定居宅サービスに該当する短期入所生活介護（以下「指定短期入所生活介護」という。）の事業は、要介護状態等となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

### (事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は次の通りとする。

- 一 名 称 緑樹苑指定短期入所生活介護事業所
- 二 所在地 沖縄市胡屋 7 丁目 2 番 10 号

### (職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名（併設施設の施設長と兼務）  
管理者は、事業所の従事者の管理及び業務の管理を行う。
- 二 短期入所生活介護者
  - 医師 1名（兼務）
  - 生活相談員 1名（兼務）
  - 介護職員 3名（兼務）
  - 看護職員 1名（兼務）
  - 管理栄養士 1名（兼務）
  - 調理員 1名（兼務）
  - 介護支援専門員 1名（兼務）

短期入所生活介護従事者は、短期入所生活介護の業務にあたる。

生活相談員は、事業所に対する指定短期入所生活介護の利用申込に係る調整、他の短期入所生活介護従事者に対する相談助言及び技術指導を行う。

介護支援専門員は、要介護者又は要支援者からの相談に応じ、その心身の状況に応じ適切な居宅サービス又は施設サービスを利用できるよう市町村、居宅サービス事業を行

う者、介護保険施設等との連絡調整に従事すると共に、入所者の生活指導及び処遇の企画立案、

実施に関する業務に従事する。

### 三 機能訓練指導員 1名（兼務）

訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練指導、助言を行う。

#### （利用定員）

第5条 指定短期入所生活介護の定員は8名とする

#### （指定短期入所生活介護の内容）

第6条 指定短期入所生活介護の内容は次のとおりとする。

要援護者の介護者に代わって、当該援護者を一時的に養護する必要がある場合等に当該援護者に一時的に当短期入所生活介護施設に入所していただき介護を行う。

#### （利用料）

第7条 指定短期入所生活介護の利用料の額は、介護保険法に基づく厚生労働大臣が定める基準によるものとし、サービスに係る費用として利用料の1割相当分（法定費用）とする。

#### （利用料等の受領）

第8条 指定短期入所生活介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額又は、居宅支援サービス費用基準額から当該指定短期入所生活介護事業者に支払われる居宅介護サービス費又は居宅支援サービス費の額を控除して得た額の支払いを受けるものとする。

2 指定短期入所生活介護事業所は、法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護を提供した際にその利用者から支払いを受ける利用料の額と、指定入所生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額又は居宅支援サービス費用基準との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない

3 第二項の支払いを受けるほか、次の各号に掲げる費用の支払を利用者から受けることができる。

一 厚生大臣の定める基準に基づき利用者が想定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用。

二 送迎に要する費用

三 食 費

四 居住費

五 理美容代

六 前各号に掲げるもののほか、日常生活において必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適當と認められるもの。

七 指定短期入所生活介護事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供にあたって

は、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い利用者及び家族の同意を得なければならない。

八 法定費用の額の変更に関しては、介護保険法に基づく厚生労働大臣が定める基準に基づくものとし、所定費用の額の変更に関しては、予め入所者に対し説明を行い入所者の同意を得るものとする。尚、利用料及びその他の費用の額の詳細については、契約書及び重要事項説明書に記載するものとする。

(通常の送迎の実施地域)

第9条 通常の送迎の実施地域は沖縄市とする

(施設の利用に当たっての留意事項)

第10条 利用者は指定短期入所生活介護の提供を受ける際に次の事項に留意すること。

- 一 利用者は、管理者や医師、看護職員、介護職員、生活相談員、機能訓練指導員などの援助による日課を励行し、共同生活の秩序を保つこと。
- 二 利用者が外出・外泊を希望する場合には、所定の手続きにより管理者に届け出る。
- 三 利用者は努めて健康に留意すること。
- 四 利用者は、施設の清潔、整とん、その他環境衛生の保持のために施設に協力する。
- 五 騒音等他の利用者の迷惑になる行為は慎むこと。又むやみに他の利用者の居室等に立ち入ってはならない。
- 六 喫煙は指定した場所で行うこと。
- 七 施設内で他の利用者の対する宗教活動及び政治活動等は行わないこと。
- 八 利用者が外出・外泊をする場合には所定の手続きにより管理者に届けること。
- 九 故意に施設もしくは物品に損害を与えたり持ち出してもならない。

(介護)

第11条 介護にあたっては、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう適切な技術を持って行わなければならない。

- 2 指定短期入所生活介護事業者は、1週間に2回以上、適切な方法により、入浴させ、又は清拭しなければならない。
- 3 指定短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じ適切な方法により排泄の自立について必要な援助を行わなければならない。
- 4 指定短期入所生活介護事業者は、オムツを使用せざるを得ない利用者のオムツを適切に取り替えなければならない。
- 5 指定短期入所生活介護事業者は、前各項に定めるほか、利用者に対し、離床、着替え、整容その他の日常生活上の世話を適切に行わなければならない。
- 6 指定短期入所生活介護事業者は、常時1人以上の介護職員を介護従事させなければならない。
- 7 指定短期入所生活介護事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により当該指定短期入所生活介護事業所の従事者以外の者による介護を受けさせてはならない。

#### (短期入所生活介護計画の作成)

- 第12条 指定短期入所生活介護事業所の管理者は、相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については、利用者の心身の状況、要望及びその置かれている環境を踏まえて、指定短期入所生活介護の提供の開始前から終了後に至るまで利用者が利用するサービスの継続性に配慮する。
- 二 短期入所生活介護事業所の管理者は、指定短期入所生活介護計画を作成する場合は、利用者に応じた指定短期入所生活介護計画を作成し、利用者又はその家族に対し、その内容等について説明しなければならない。

#### (緊急時における対応方法)

- 第13条 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護の提供を行っているときに利用者に状態の急変が生じた場合は速やかに主治医又は協力医療機関に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

#### (事故発生時の対応)

- 第14条 利用者に対する指定短期入所生活介護の提供により事故が発生した場合には保険者・当該使用者の家族・当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うと共に必要な措置を講ずるものとする。
- 二 利用者に対する指定短期入所生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。
- ただし、その損害の発生について、利用者に故意又は過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合がある。

#### (非常災害対策)

- 第15条 指定短期入所生活介護事業者は、非常災害に備え、施設の点検整備、避難、救出訓練を実施する。
- 1 消火、避難警報その他防水に関する設備、及び火災発生の恐れのある箇所の定期点検を行う。
  - 2 地域住民や関係機関等を交え、所轄消防署との連携及び避難、救出訓練等を実施する。
  - 3 前各号に掲げる事項の実施については、管理者が定める。

#### (虐待防止に向けた体制等)

- 第16条 指定短期入所生活介護事業者は虐待発生の防止に向け、本条各号に定める事項を実施するものとする。また、これらの措置を適切に実施するための専任の担当者を置く。
- 1 虐待の防止のための対策を検討する、虐待防止検討委員会を設ける。その責任者は管理者とする。
  - 2 虐待防止検討委員会は、職員への研修の内容、虐待防止のための指針策定、虐待等の相談・報告体制、虐待を把握した際の通報、虐待発生時の再発防止策の検討等を行う。なお、本虐待防止検討委員会は、場合により他の委員会と一体的に行う。

- 3 職員は年2回以上、虐待発生の防止に向けた研修を受講する。
- 4 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、責任者は速やかに市町村等関係者に報告を行い、事実確認のために協力する。また、当該事案の発生の原因と再発防止策について、職員に周知するとともに、市町村等関係者に報告を行い、再発防止に努める。

(衛生管理等)

第17条 事業所は、指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕を提供する施設、設備及び備品又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行うものとする。

- 2 事業所において感染症が発生し又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
  - (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
  - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
  - (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(業務継続計画の策定等)

第18条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

附則 この規程は平成12年4月1日より施行する。

この規程は改正し、平成13年4月1日より施行する。

この規程は改正し、平成15年4月1日より施行する。

この規程は改正し、平成17年10月1日より施行する。

この規程は改正し、平成19年9月24日より施行する。

この規程は改正し、平成27年4月1日より施行する。

この規定は改正し、令和5年4月1日より施行する。

この規定は改正し、令和6年4月1日より施工する。